

化学物質を含有する製品を使用する皆様 【作業場に備え付けていますか？】

（有機溶剤編）

有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状の掲示を行っていますか？

物質ごとに、以下の事項に関する掲示を行う必要があります。

生ずるおそれのある疾病の種類
疾病の症状 取扱い上の注意事項
項 中毒が発生したときの応急処
置 使用すべき保護具

< 掲示の例 >

有機溶剤（●●●（物質名））の注意事項

①生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類：中枢神経系障害、呼吸器障害、消化管障害のおそれ
その症状：頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制

②有機溶剤等の取扱い上の注意事項

- (1) 有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。
- (2) 当日の作業に直接必要がある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
- (3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。
- (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚に触れないようにすること。

③有機溶剤による中毒が発生した時の応急措置

- (1) 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
- (2) 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体保温に努めること。
- (3) 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
- (4) 中毒の症状がある者の呼吸が止まっている場合や正常でない場合は、速やかに仰向けにして心肺蘇生を行うこと。

④使用すべき有効な呼吸用保護具の種類

- (1) 呼吸用保護具適切な呼吸用保護具（防毒マスク（有機ガス用）、高濃度の空気呼吸器）を着用すること。
- (2) 手の保護具適切な保護手袋を着用すること。
- (3) 眼の保護具適切な眼の保護具を着用すること。
- (4) 皮膚及び身体保護具適切な保護衣を着用すること。

「おそれのある疾病の種類」及び「疾病の症状」の記載例は、「職場の化学物質管理 ケミサボ」（独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター運営）に物質別に公開されています。（<https://cheminfo.johas.go.jp/step/4-4.html>）



SDSを入手していますか？

SDS（安全データシート）は、化学物質等を含む製品を提供（販売）する際に、化学物質の危険性・有害性等を譲渡する相手（購入者）に提供するための文書です。塗料等の購入時、必ずSDSを入手してください。SDSは労働者への周知が義務付けられているため、必ず事業場に備え付けましょう。また、入手したSDSに基づくリスクアセスメントを行いましょう。



厚労省「職場のあんぜんサイト」用語説明（SDSについて）

作業主任者の選任及び氏名の周知を行っていますか？

有機溶剤業務を行うときは、作業主任者を選任しなければなりません。

「有機溶剤作業主任者技能講習」を修了している者から選任すること。
選任した作業主任者は、氏名を周知（掲示）してください。

有機溶剤 作業主任者の職務

- ① 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置を1月以内ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。
- ④ タンク内作業における措置が講じられていることを確認すること。

作業主任者
氏 名

保護具は必要な数備え付けていますか？

臨時に行う有機溶剤業務、短時間の有機溶剤業務、発散面の広い有機溶剤業務等を行う場合で、局所排気装置等を置かない場合、送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクを使用させなければなりません。

保護具は、同時に就業する労働者の人数と同数以上の数を備え付けましょう。

また、防毒マスクについては吸収缶の使用時間に留意しましょう（記録を残すこと）。

有機溶剤は、皮膚からの吸収による障害をおこすおそれがあります。

SDSから入手した情報をもとに、

- ・保護めがね
 - ・保護衣
 - ・保護長靴
 - ・保護手袋
- の備え付けを行いましょう。



厚生労働省「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」

有機溶剤容器を放置していませんか？

使用途中の有機溶剤（小分けの容器を含む）について

- ・蓋はされていますか？
- ・ウエスなど、密閉された容器に保管していますか？

空容器について

- ・屋内作業場に、蓋を開けたまま空容器を放置していませんか？
- ・屋外に置かれている空容器は一定の場所に集積されていますか？

貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、または発散するおそれのない栓等をした堅固な容器を用い、施錠できる換気の良い場所に保管しなければなりません。

< 化学物質関係 ポータルサイト等 >

- ・職場の化学物質管理総合サイト「ケミサポ」

<https://cheminfo.johas.go.jp/>

- ・職場のあんぜんサイト：化学物質情報

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html

- ・厚生労働省 職場における化学物質対策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html